

○琉球絣の女王の業務等に関する要綱

平成13年12月27日要綱第29号

改正

平成14年1月29日要綱第1号

平成17年12月19日訓令第45号

琉球絣の女王の業務等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南風原町が琉球絣の女王（以下「絣の女王」という。）の派遣について必要な基準を定め、適正な管理運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において絣の女王とは、絣の女王（ブーゲンビレア、あいぞめ及びブストレリチア）の合計3人のことをいう。

(職務)

第3条 絣の女王は、南風原町及び琉球絣を広く紹介、宣伝して、南風原町の発展と振興に寄与するため、南風原町が必要と認めた公式諸行事への参加及び国内外における親善交流のための使節などへ随時に派遣する。

(任期)

第4条 任期は、新たに絣の女王として選出された年の12月1日から翌々年の11月30日までとする。

2 絣の女王は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任期を延長することができる。

(解任)

第5条 町長は、第2条に掲げる者が任用期間中であっても絣の女王としてふさわしくない行為があった場合又は南風原町の信用を著しく損なう行為があったときは、解任できるものとする。

(派遣費等の支払)

第6条 南風原町が主催する諸行事及び南風原町が承認する行事に派遣する場合は、絣の女王派遣経費支給表（別表）により、行事主催者が支払うものとする。

2 南風原町内での行事に派遣する場合の交通費は、原則としてこれを支給しない。

3 町外への行事に派遣する場合の交通費、宿泊費等は、行事主催者が支払うものとする。

4 行事に派遣するために、前3項に定めるほか、必要経費については、原則として行事主催者が支払うものとする。

(職務上の災害補償)

第7条 業務遂行中の災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める範囲内で行事主催者がこれを補償するものとする。

(行事主催者に対する派遣の承認)

第8条 絣の女王を主催する行事に派遣する場合は、事前に行事主催者から琉球絣の女王派遣申請書（様式第1号）を提出させ、催事内容を十分検討し、琉球絣の女王派遣承認書（様式第2号）により承認する。

(禁止事項)

第9条 絣の女王に次の行為を禁止する。

(1) 個人の資格であってもコマーシャル及びモデル又はこれに類する行為をしてはならな

い。

(2) 緋の女王にふさわしくない行為をしてはならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年12月1日から適用する。

附 則 (平成14年1月29日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月19日訓令第45号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第6条関係)

緋の女王派遣費支給表 (日額)

区分	甲	乙
金額	10,000	12,000

(1) この表で日額とは、時間の長短の関係なく従事した日をもって1日とする。

(2) 甲とは南風原町、緋事業協同組合、商工会及び官公庁をいう。

(3) 乙とは甲以外のものをいう。

(4) 県内外すべて同額とする。

様式第1号（第8条関係）

様式第1号（第8条関係）

琉球絃の女王派遣申請書

年 月 日

南風原町長 様

申請者
(行事主催者)

住所
団体名
代表者名
電話

次のとおり、琉球絃の女王の派遣申請をします。

行 事 の 名 称	
行 事 の 趣 旨	
琉球絃の女王の業務内容	
琉球絃の女王の派遣人数	琉球絃の女王 人
派 遣 日 時	年 月 日 () 曜日 時 分から 年 月 日 () 曜日 時 分まで
派 遣 場 所	
担 当 責 任 者	氏 名 電話
派 遣 の 条 件	①琉球絃の女王の安全を守り、事故等については、一切の責任を行事主催者が負う。 ②謝礼金以外の必要経費についても、行事主催者がその実費を負担する。(交通費、着物の場合の着付け代金、着物賃借料など)

部 長	課 長	班 長	班 員

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

琉球絃の女王派遣承認書

承認第 号
年 月 日

様

南風原町長

年 月 日に申請のありました琉球絃の女王の派遣について、次のとおり承認します。

行 事 の 名 称	
琉球絃の女王の業務内容	
琉球絃の女王の派遣人数	琉球絃の女王 ブーゲンビレア 人 ストレリチア 人 あいぞめ 人
派 遣 日 時	年 月 日()曜日 時 分から 年 月 日()曜日 時 分まで
派 遣 場 所	
謝 礼 金	
必 要 経 費	